

2019年度横浜市・台北市スポーツ国際交流事業に伴う業務委託
質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	航空券は「出発14日前までの不測事態による日程変更に対応できるものとする」とあるが、変更は1回のみ変更対応可能な運賃種別でもよいか。	「出発14日前までの不測事態による日程変更に対応できるものとする」とは、受託者が日程変更に伴う手続き（払い戻し、再購入など）の対応ができることを意味しています。 航空券の運賃種別の指定ではありません。 なお、不測事態により日程が変更となった場合は、変更契約の手続きをとります。
2	横浜市内～羽田空港間の車両の手配は必要か。	不要です。（羽田空港現地集合・解散のため。）
3	台北市内の移動手段（車両）の手配は必要か。	不要です。（受入側が手配するため。）
4	台北市内での通訳ガイドの帯同時間は、各日何時から何時までの予定か。	原則として、以下を想定しています。 ・11月24日(日)：現地空港到着後から午後9時まで ・11月25日(月)：午前8時から午後9時まで ・11月26日(火)：午前8時から午後9時まで ・11月27日(水)：午前8時から現地空港出発まで ただし、現地空港発着時間及び受入側のスケジュールにより変更となる可能性があります。